

函館市消費生活センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月14日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第30号

函館市消費生活センター条例の一部を改正する条例

函館市消費生活センター条例（昭和49年函館市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「函館市梁川町10番25号」を「函館市美原1丁目26番8号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年9月4日から施行する。